平成２６年（フ）第２８７号
宮崎市村角町灰作1408番地２
債務者　株式会社ＫＥＮ・ＮＧＳ
代表者代表取締役　長瀬　恭二
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江藤　利彦
4　破産債権の届出期間　平成27年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１３６７号
大阪府大阪市西区江戸堀１丁目10番２号
債務者　株式会社アールエフイー
代表者代表取締役　大谷　幸雅
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１３６８号
東京都中央区新富１丁目15番14号
債務者　株式会社イー・アンド・エスピー
代表者代表取締役　大谷　幸雅
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３６号
大阪府茨木市松ヶ本町５番41号
債務者　有限会社アールスリー
代表者代表取締役　齊藤みゆき
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　速見　禎祥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８５８号
大阪府吹田市垂水町３丁目25番11号
債務者　株式会社ビー・ブイ・ピー大阪
代表者代表取締役　木下　光春
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　和徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４５号
青森市南佃１丁目４番34号
債務者　株式会社ケイ・ケイ・エス
代表者代表取締役　木村　隆男
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　史晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０９６号
京都市中京区御幸町通錦小路上ル船屋町381番地
債務者　有限会社化粧師
代表者代表取締役　上田誠一郎
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲田　真孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月20日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４７８０号
大阪市北区梅田１丁目１番３号
債務者　株式会社トゥードット
代表者代表取締役　佐藤　俊夫
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　忠政　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２号
埼玉県所沢市緑町２丁目７番16号、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市泉町914番地３
債務者　株式会社オールウェイズ・ベルフーズ
代表者代表取締役　鈴木　　剛
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　恭子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月25日午前11時30分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８３３号
札幌市中央区北２条西１丁目10ピア２・１７Ｆ
債務者　株式会社ＨＭカンパニー
代表者代表取締役　林　　英邦
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　　武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９４号
山形県天童市五日町２丁目１番19号
債務者　有限会社ぶんぶん堂
代表者代表取締役　後藤　文彦
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後１時30分
山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１１４４４号
東京都新宿区西新宿３丁目１番５号
債務者　ダブリュ・イー・エヌ株式会社
代表者代表取締役　山田　　実
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１８４７号
愛知県春日井市西本町１丁目３番地
債務者　株式会社ヴィヴィッドニュクス
代表者代表取締役　坂田　圭司
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山智映子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月４日午前10時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２９４号
福井市高柳１丁目1401番地
債務者　マルヒデ食肉株式会社
代表者代表取締役　辻本慎太郎
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前11時
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５１号
兵庫県南あわじ市八木寺内39番地
債務者　北川　安志
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月16日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第６６号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2574　出水郡医師会立第二病院、住民票上の住所鹿児島県出水市武本13481番地６
債務者　遠竹多喜子
法定代理人成年後見人　跡上　美保
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細谷　文規
4　破産債権の届出期間　平成26年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月３日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係